



地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業

平成28年度予算（案）
1,225百万円（1,147百万円）

背景・目的

日本の約束草案を達成するためには、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。

本事業では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」）、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」）が法に基づいて実施する事業の支援や地方公共団体と連携した普及啓発活動を促進させることで、地域における地球温暖化防止活動の基盤を形成する。

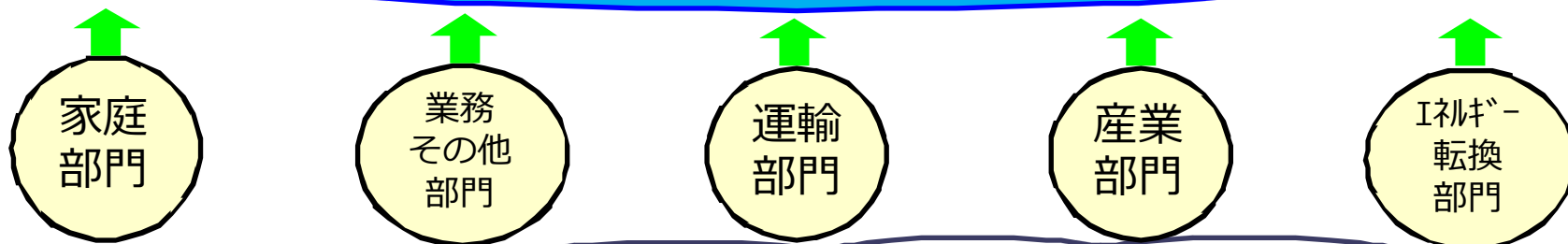
事業概要

- ①全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務（88百万円）
- ②地域における地球温暖化防止活動促進事業（280百万円）
- ③地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業（857百万円）

期待される効果

地域の様々な活動主体が連携し、地域の特色に合った温暖化対策の基盤構築や活動範囲の拡大を図るため、地域にマッチした普及啓発の大展開を図り、きめ細かな取組を促進させることで、国民の積極的かつ自発的な行動・定着につなげ、家庭・業務部門で2013年度比約40%、運輸部門で2013年度比約30%のCO2排出削減（日本の約束草案達成）を目指す。

2030年度温室効果ガス(2013年度比)
26%削減目標達成



目標達成に向け、約5030万klの省エネ対策などが必要
についてはあらゆる地域の温暖化防止活動や対策の拡大・定着が必要

①全国地球温暖化防止活動センター調査・情報収集等業務

<全国地球温暖化防止活動推進センター>

- 二以上の都道府県の区域における広報・啓発活動
- 地域センターとの連絡調整、同センター従事者への研修、指導、その他援助
- 日常生活に関する温室効果ガス排出実態・抑制方策の調査研究

<委託対象>
環境省→全国センター

②地域における地球温暖化防止活動促進事業

<地域地球温暖化防止活動推進センター>

- 地球温暖化対策の現状、重要性等について広報・啓発活動、推進員等の活動支援
- 地方公共団体実行計画達成のため、自治体が行う施策への協力
- 日常生活に関する温室効果ガス排出実態調査、情報収集・分析

<補助対象【定額補助、平成24年度～】>
環境省→非営利法人→地域センター【55箇所】

③地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業

<自治体>

- 温対法第20条の3第3項第2号「その区域の事業者・住民が排出抑制に関して行う活動の促進に関する事項」として普及活動が明記

<補助対象【定額補助、平成28年度～】>
【取組実施136箇所】
環境省→非営利法人→政令指定都市、市町村、東京都特別区